税　南　第１３９０号

平成２９年　８月　２８日

大阪府職員労働組合府税支部なにわ南分会

分会長　　秋　田　　髙　志　様

大阪府なにわ南府税事務所長

島　田　　賢　司

職場環境整備等の要求について（回答）

平成２９年７月３１日付けで貴分会から要求のあった事項について、下記のとおり回答します。

記

１．分会との労使慣行を遵守し、労使間の確認事項を遵守すること。労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整わない場合は実施しないこと。

所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。

**（回答）**

**良き労使関係については、尊重してまいりたい。また、勤務条件に関わる事項については、所要の協議を行ってまいりたい｡**

**なお、所属する労働組合による不平等な取扱いや労働組合に対する不当な介入・干渉は行っておりません。**

２．大阪府当局は２年間府人勧の完全実施を見送った上、一方的に官民比較方法の変更を行い、マイナス勧告となった昨年の府人勧については、給与の引き下げを強行するとともに勧告にもない４月遡及を強行した。不当な給与引き下げをやめ、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう、関係機関に働きかけること。

**（回答）**

**給与・一時金制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

３．府税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、もしくは調整額の支給を行うよう、関係機関に働きかけること。

**（回答）**

**給与制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

４．労働条件を悪化させ、評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金リンクを撤回するよう、関係機関に働きかけること。

**（回答）**

**新人事評価制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

５．同一職場でともに勤務する非常勤職員の雇用の継続や労働条件の改善を行うよう、関係機関に働きかけること。

**（回答）**

**非常勤職員の雇用・待遇制度については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

６．時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束８時間とするよう、関係機関に働きかけること。

**（回答）**

**勤務時間については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

７．「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職４級の水準に到達できるよう、賃金体系の改善を行うこと。

**（回答）**

**副主査選考及び職員の賃金体系については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

８．「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要を行わないこと。

　　超過勤務を縮減し、府民サービスの向上と労働条件確保のため、人員確保をはじめとする適切な措置を講じること。

**（回答）**

**税収確保対策等による労働強化・管理強化は行っていない。また、税収確保重点月間等を理由とした時間外勤務の強要は行っていない。**

**時間外勤務については、その必要性の精査とともに、事前命令、事前承認の徹底等により、鋭意、縮減に努めている。**

９．職員の長時間勤務解消や過重労働防止等、実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。

**（回答）**

**職員の労働条件等については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

10．再任用職員の労働条件等を改善すること。

①給与・一時金の改善を行うよう関係機関に働きかけること。

②再任用職員の福利厚生を再任用以外の職員と同等にすること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。

③週休日に勤務を命ずる場合、通勤にかかる交通費が支給されていないため、交通費を支給するよう、関係機関に働きかけること。

**（回答）**

**再任用職員の労働条件等については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

11．VDT作業における職員の健康管理体制の充実と作業環境の整備を行うこと。また、VDT特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう、関係機関に働きかけること。

**（回答）**

**職員の健康管理体制については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

12．当所に勤務する女子職員（府職員、委託先職員とも）に比して女子トイレが少ないため、改善すること。

**（回答）**

**実状は理解しているが、労働安全衛生法の規定に基づく設置基準は満たしており、限られた庁舎スペースの中で増設が困難なことから、別の階の施設の利用も含め御理解いただきたい。**

13．職員の衛生のため、トイレの手洗いを自動水栓とすること。給湯ポットやゴミ箱等を置く一階会議室に手洗いを増設するともに、更衣室にも手洗いを設置すること。

**（回答）**

**限られた庁舎スペースの中にあっては、一階会議室及び更衣室への手洗いの増設は困難であ**

**る。**

**トイレ手洗器の自動水栓化については、要求の趣旨を税政課に伝えてまいりたい。**

14．空調については、温度設定をはじめ、来庁者、職員の健康に配慮した弾力的な運転を行うこと。１Ｆ更衣室にも空調を設置すること。最低限、勤務時間内は空調を運転すること。

**（回答）**

**空調については、常に職員等の健康管理に留意しているところであり、今後とも適切な運転に努めてまいりたい。**